

杉並郷土史会会則

(名称・所在地)

第一条 この会は、杉並郷土史会と称し、事務所を会長宅に置きます。

(目的)

第二条 この会は、郷土杉並と、その周辺ならびに、東京の歴史を研究するとともに、文化財の発見と保護につとめ、区民の歴史的教養を高め、郷土愛を育成することを目的とします。

(活動内容)

第三条 この会は、原則として8月を除く毎月1回例会をもち、講演および会員相互の研究発表、その他を行います。例会を見学会にあてることもできます。

2 この会は、会報を定期的に発行します。また郷土史関係の資料や、刊行物の発行をします。

(会員)

第四条 この会の目的に賛同し、規定の年会費を納めたものを会員とします。

(会費等)

第五条 この会の運営に必要な経費は会員の年会費と諸行事への参加費、刊行物の販売、篤志寄付等をもって、これに充てます。

2 年会費は金3,000円とします。

ただし、年度下半期(10月以降)に新たに入会する会員の会費は1,500円とします。

3. 諸行事への参加費は運営委員会で定めます。ただし障害者手帳を提示された方の介添人の行事参加費は無料とします。

(役員の種類)

第六条 この会には、会務の計画・運営を行う運営委員を置き、運営委員の互選により次の役員を決め、定期総会で報告します。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・会計員 若干名
- ・事務局長 1名

(会計監査員)

第七条 この会には、運営委員と役員以外の会員から選ばれた会計監査員を置き、本会の会報で報告します。

- ・会計監査員 2名

(名誉職)

第八条 この会には、名誉会長(1名)、顧問・世話役若干名を置くことができます。

(役員職務)

第九条 会長は、会を代表し、会務を総括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理します。
- 3 会計員は、本会の会計事務を処理します。
- 4 会計監査員は、本会の会計および資産の状況を監査し、定期総会に報告します。
- 5 事務局長は、会運営の庶務を処理し、運営委員会を運営します。

(役員、運営委員及び会計監査員の任期)

第十条 役員、運営委員及び会計監査員の任期は二年とします。但し再任は妨げません。任期の満了前に退任した役員、会計監査員(以下「役員等」)の後任として選任された役員等の任期は、退任した役員等の任期の満了すべき時までとします。なお、任期満了前までに役員等の変更があった場合は、本会の会報で報告します。

(会議)

第十一条 本会の会議は、定期総会、運営委員会とします。

(定期総会)

第十二条 本会は年1回定期総会を開いて、事業ならびに会計の承認を行います。

(運営委員会)

第十三条 本会の運営委員会は原則として月1回開催とし、事業の計画、予算、決算の議決を行います。

(事業年度)

第十四条 この会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日とします。

(予算・決算)

第十五条 本会の予算・決算は運営委員会の決議により、定期総会の承認を得ます。

(会則の改廃)

第十六条 本会の会則を改正又は廃止しようとするときは、運営委員会で決議し、定期総会の承認を得ます。

- 2 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、運営委員会の決議によって別に定めることができます。

(設立年月日)

第十七条 この会の設立年月日は昭和48年(1973)5月20日とします。

《附則》この会則は、従前の会則を変更し、令和6年(2024)6月22日から施行します。ただし、第五条は令和6年(2024)4月1日から適用します。

《附則》この会則は令和7年(2025)5月24日から施行します。